第四十二条の二第六号中「取得又は」を「取得され、若しくは」に改め、「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。）」を削る。

第五十条の二第四項中「第六号から第九号まで」を「第七号から第十号まで」に改め、同条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第五十二条第一項中第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二種金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第七号に該当することとなつたとき。

第五十二条第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改める。

第五十六条の二第一項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改め、「（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第五十七条の二第八項中「第二十九条の四第三項」を「第二十九条の四第四項」に改める。

第五十九条の四第一項第一号中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第一項」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、「若しくは第六十六条の二十七」を「、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十」に改め、同項第二号中「出資の受入れ、預り金及び金利の取締りに関する法律」を「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」に、「ないこととなつた」を「なくなつた」に改める。

第五十九条の五第一項第二号中「その他」を「その他の」に改め、「及び」を削る。

第五十九条の六中「第八号」を「第九号」に改める。

第六十条第一項中「この款において」を削る。

第六十条の二第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「その」を「、その」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　高速取引行為に関する次に掲げる事項

イ　取引所取引業務として高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

ロ　イに規定する場合のほか、高速取引行為を行う場合にあつては、その旨

第六十条の三第一項第一号ト中「若しくは第六十六条の四十二第一項」を「第六十六条の四十二第一項」に改め、「第六十六条の二十七の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の六十三第一項の規定により第六十六条の五十の登録を取り消され」を加え、「登録等」を「第二十九条、第六十六条、第六十六条の二十七若しくは第六十六条の五十の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）」に改める。

第六十条の十三中「第三十六条第一項」を「第三十五条の三の規定は取引所取引許可業者の行う高速取引行為に係る取引所取引業務について、第三十六条第一項」に改め、「第八号」の下に「及び第九号」を加え、「、取引所取引許可業者」を「取引所取引許可業者」に、「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第六十条の十四第二項中「第一項第六号及び第九号」を「第一項第四号、第七号及び第十号」に改める。

第六十三条第十一項及び第六十三条の三第三項各号中「第八号」を「第九号」に改め、「第三十九条」の下に「（第四項及び第六項を除く。）」を加える。

第六十五条の五第二項中「第三十九条」の下に「（第四項及び第六項を除く。）」を加え、「第六号」を「第七号」に、「第九号」を「第十号」に、「前項第六号」を「前項第七号」に、「第八号から第十号まで」を「第九号から第十一号まで」に改め、同条第四項中「第三十九条」の下に「（第四項及び第六項を除く。）」を加える。

第六十六条の十五の見出し中「損失補てん等」を「損失補塡等」に改め、同条中「及び第五項」を「、第四項及び第七項」に、「及び第四項」を「、第五項及び第六項」に改める。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四　高速取引行為者

第一節　総則

（登録）

第六十六条の五十　金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者（金融商品取引業者若しくは登録金融機関業務又は取引所取引業務として高速取引行為を行い、又は行おうとする者に限る。）以外の者は、高速取引行為を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第六十六条の五十一　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名

二　法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

三　法人であるときは、役員の氏名又は名称

四　主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

五　高速取引行為に係る業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

六　他に事業を行つているときは、その事業の種類

七　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第六十六条の五十三各号（第二号から第四号まで、第五号ニ及び第六号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　高速取引行為に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　法人である場合においては、定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

四　その他内閣府令で定める書類

3　前項第三号に掲げる書類を添付する場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（登録簿への登録）

第六十六条の五十二　内閣総理大臣は、第六十六条の五十の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を高速取引行為者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、高速取引行為者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第六十六条の五十三　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　第二十九条の四第一項第一号イからハまでのいずれかに該当する者

二　他に行う事業が公益に反すると認められる者

三　高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

四　高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者